



令和8年4月1日施行

自転車の交通違反に青切符を導入

自転車等に対する※交通反則通告制度（青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金
6000円

通行禁止違反



反則金
5000円

遮断踏切立入り



反則金
7000円

反則金
12000円

携帯電話の使用等



反則金
5000円

一時不停止



反則金
6000円

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

山岳遭難にご注意を

溪流釣りなどで山に出掛ける方が多くなるシーズンになりました。

- **事前準備**
十分な食料や水分のほか、地図やコンパスなどの装備品を整えましょう。
- **通信手段の確保**
万が一のために携帯電話やGPS装置など、助けを求めるための通信手段を準備しましょう。
登山を楽しむ方は、**登山届**を出しましょう！

交番日誌

池田交番員の加藤です。新生活も始まり環境が大きく変化している方も多いことかと思われます。

上記でもお伝えした通り、自転車にも交通反則通告制度が導入となりました。ご不明点があればいつでも承ります！健康第一にお過ごしください！